鹿　追　町
子ども・子育て支援事業計画

（第３期）

令和７年３月

北海道鹿追町

目　次

第１章 計画策定にあたって 1

１．計画策定の背景・目的 1

２．計画の位置づけ 1

３．計画の期間と対象 2

４．計画の策定 2

第２章 鹿追町のこども・子育てを取り巻く現状 3

１．人口・世帯・こどもの人数等 3

２．子育てサービス事業の現状 5

３．ニーズ調査の結果概要 7

第３章 こども・子育て支援の基本的な考え方 9

１．教育・保育提供区域の設定 9

２．計画の基本理念 9

３．計画の基本視点 9

４．計画の基本目標 10

５．施策の体系 12

第４章 重点施策 13

基本目標１　みんなで手をつなぎ、こどもや子育て家庭を大切にする地域づくり 13

基本目標２　次代を担うこどもたちの健やかな育ちと豊かな心と生きる力の育成 16

基本目標３　こどもを健やかに伸び伸びと生み育てることができる環境の整備 18

基本目標４　こどもを尊重し、こどもが夢を持って暮らせるまちづくり 22

第５章 主要事業における量の見込みと確保方策 24

１．基本的な考え方 24

２．推計人口 25

３．量の見込みと確保の内容 26

第６章 計画の推進 43

第１章 計画策定にあたって

１．計画策定の背景・目的

わが国はこれまで、人口減少・少子高齢化対策として様々な政策に取り組んできましたが、依然として改善傾向はみられず、また、児童虐待相談や不登校の件数が年々増加しており、こどもを取り巻く状況も深刻さを増してきています。

こうした状況を受け、国は令和3年12月に「こども政策の新たな推進対策に関する基本方針」を閣議決定し、こどもに関する取り組み・政策をわが国社会の真ん中に据える考え（「こどもまんなか社会」）を示しました。

この考えのもと、令和4年6月に「こども基本法」を制定、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。また、同年12月には、わが国のこども施策に関する基本方針となる「こども大綱」が発出されました。こども大綱では、こども・若者が心身ともに健やかに成長し、自分らしく、可能性を広げながら将来に希望と見通しを持つことができる社会を「こどもまんなか社会」と位置付け、その実現を目指しています。

こうした動きを受け、本町では令和7年度からの新たな「鹿追町子ども・子育て支援事業計画（第3期）」（以下、「本計画」という。）を策定します。策定にあたっては、「こども基本法」や「こども大綱」の趣旨を踏まえ、こどもの権利擁護を前提として、本町の社会資源を考慮しながら、質の高い幼児教育・保育や子育て支援を提供できる体制を整備することを目的とします。

２．計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として策定します。本町のこどもと子育て家庭を対象に、今後進めていく施策の方向性・目標等を定めるものです。

また、「鹿追町総合計画」及び「鹿追町地域福祉計画」を上位計画とし、本町の他の計画との調和を保ちながら、施策を推進するものとします。

３．計画の期間と対象

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

対象は概ね12歳までのこどもとその家庭とし、事業内容によって年齢にこだわらず柔軟な対応をします。

令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
子ども・子育て支援事業計画（第２期）					子ども・子育て支援事業計画（第３期）				

４．計画の策定

（１）ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、子育て中の保護者の意見やニーズを把握するため、就学前児童（0歳から5歳）の保護者154世帯（回収：115世帯・74.7％）及び小学生（1～3年生）のいる保護者126世帯（回収：94世帯・74.6％）を対象として、アンケート調査を実施しました。

（２）子ども･子育て会議の設置

本町に在住するこども及び子育て家庭の実情把握とその意見を反映するため、現役の子育て世代である保護者をはじめ、子ども・子育てに関する事業従事者、学識経験者等で構成する「鹿追町子ども・子育て会議」を設置しています。

第２章 鹿追町のこども・子育てを取り巻く現状

１．人口・世帯・こどもの人数等

本町の総人口は長期的な減少傾向にあり、令和6年の総人口は4,950人となっています。一方で、世帯数は概ね横ばいに推移しており、世帯当たりの人口は減少しています。一人暮らし世帯や核家族の増加が、背景にあると考えられます。

また、年齢層別に人口をみると、いずれの年齢層も減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者の占める割合が増加傾向にあり、長期的な少子高齢化が進行しています。

①人口推移

（単位：人）

年度	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
人口	5,603	5,582	5,559	5,503	5,433	5,254	5,255	5,177	5,085	4,950

出典：住民基本台帳（令和元年までは各年1月1日時点、令和2年以降は9月末日時点）

②世帯数の推移

（単位：世帯）

年度	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
世帯数	2,465	2,481	2,508	2,487	2,493	2,467	2,467	2,501	2,492	2,476

出典：住民基本台帳（各年1月1日時点）

③出生数の推移

（単位：人）

年度	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
出生数	55	47	52	42	37	25	37	34	36	－

出典：住民基本台帳（各年1月1日時点）

④年齢区分ごとの人口推計

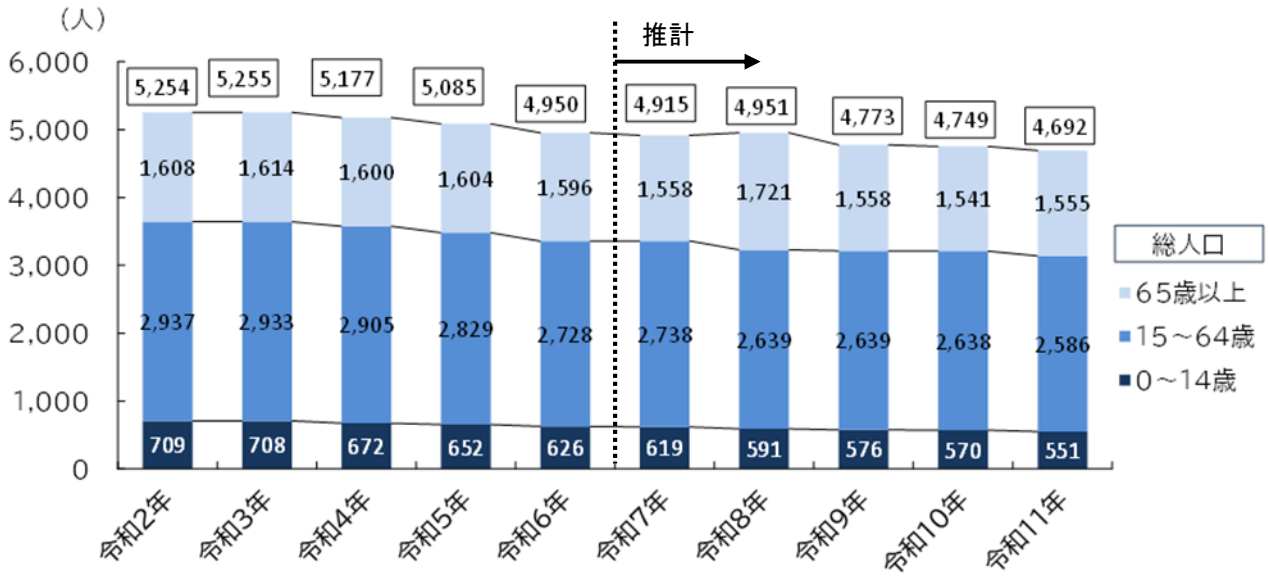

⑤小学生以下児童の人口推計

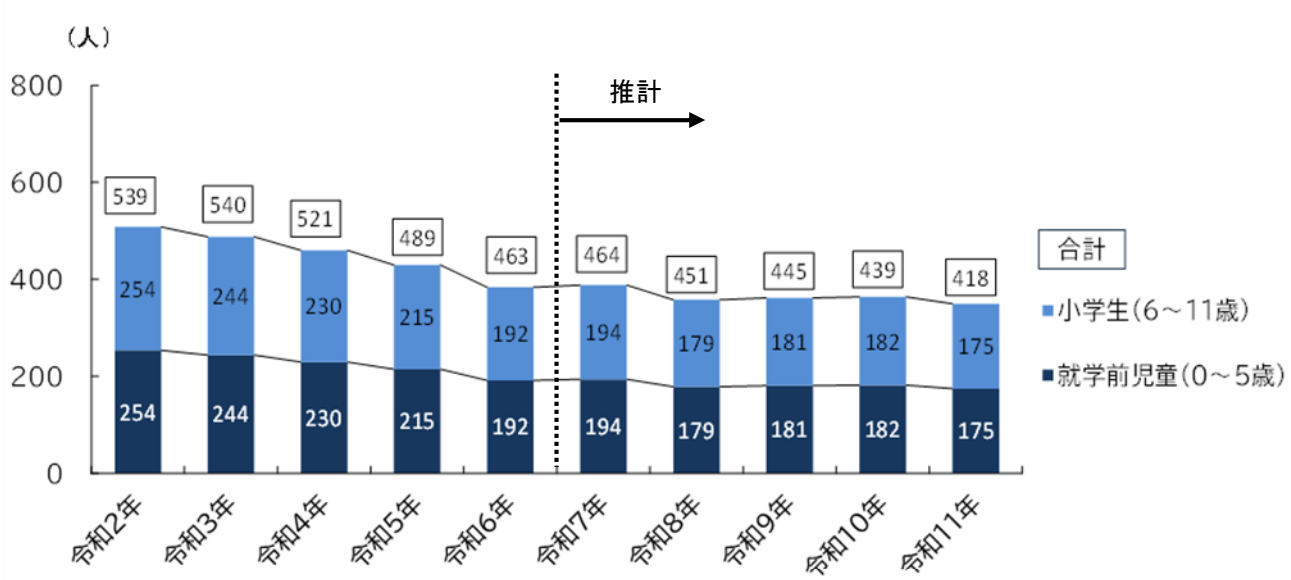

※④・⑤ともにR2～R6は、住民基本台帳による人口実績、R7～R11は、コーホート法による人口推計

２．子育てサービス事業の現状

令和6年度時点で地域保育所が2か所（令和6年度末で通明保育所が閉所）、町立幼保連携型認定こども園が1か所あります。子育て支援センターでは、町内の子育て家庭に対し交流の場や機会を提供するとともに、育児相談・援助、各種育児講座の開催や子育てに関する情報提供を行っています。幼児期は人格形成の基礎を培う時期であることから、質の高い幼児教育・保育の提供、幼・小の連携を推進しています。

また、母子保健においては妊婦健診や乳幼児健診、各種予防接種等を行い、こども家庭センターを核とし、妊娠期から切れ目のない支援体制を構築しています。

＜保育・教育の現状＞

（単位：人）

項　目	定員	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
認定こども園	210	151	143	151	151	149	136
笹川保育所※1	30	11	8	7	－	－	－
瓜幕保育所	40	12	12	16	11	13	11
上幌内保育所※2	30	4	5	6	5	5	－
通明保育所	30	10	11	10	8	9	6
広域入所	－	2	2	0	2	0	1
学童保育所	70※3	38	47	49	64	71	71
鹿追小学校	－	214	212	203	200	200	199
笹川小学校	－	16	19	20	22	22	20
瓜幕小学校	－	44	41	47	43	34	32
上幌内小学校	－	12	11	9	8	7	9
通明小学校	－	16	16	20	19	16	16
鹿追中学校	－	144	140	130	121	120	119
瓜幕中学校	－	34	35	37	32	37	40
鹿追高等学校	－	175	140	140	126	148	168

※1　令和3年度をもって閉所
※2　令和5年度をもって閉所
※3　令和3年度より70人に拡大

＜子育て支援センター事業＞

（単位：人日）

項　目	定員	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
支援センター遊び	－	4,187	4,837	2,852	4,055	5,339	3,647
センター行事	－	725	334	356	608	724	587
未就園児園開放日	－	101	63	46	84	124	70
休日一時保育	6※	57	7	4	6	11	3
ファミリーサポート	－	15	31	67	2	1	0

※1日当たりの定員

各年3月31日時点（R6のみ12月31日時点）

＜一時保育事業（認定こども園）＞

項　　目	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
延べ件数（件）	48	51	27	29	35	21
利用回数（回）	115	137	50	46	81	40
利用時間（時間）	699	883	327	290	495	252
病後児保育	1	0	0	0	0	0

各年3月31日時点（R6のみ12月31日時点）

＜母子保健事業＞

（単位：人・件）

事　業　名		2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
妊婦届出状況		32	37	32	30	33	23
妊婦健診（8～39 週）		496	317	426	354	408	256
6か月健診		37	32	33	33	30	25
12 か月健診		38	46	20	41	27	24
18 か月健診（歯科）		40	50	32	35	32	21
3歳児健診（歯科）		43	46	43	45	24	29
幼児フッ素洗口		6 施設	5 施設	5 施設	4 施設	4 施設	3 施設
※4・5歳児		85	87	87	77	80	83
母子栄養指導	妊婦栄養指導※1	12	－	－	－	－	－
	6か月健診	37	34	32	28	22	26
	12 か月健診	38	40	17	19	21	22
	18 か月健診	47	47	31	23	18	20
	3歳児健診	45	47	36	22	20	30
訪問指導	妊婦	1	0	0	2	0	3
	産婦	37	38	35	37	35	22
	新生児	32	20	29	28	28	18
	乳児	26	18	6	9	7	4
	幼児	6	0	0	0	0	0
	産後ケア訪問指導※2	－	7	12	12	9	32
	赤ちゃん離乳食訪問	19	9	14	17	17	7

各年3月31日時点（R6のみ12月31日時点）

※1　令和元年度で終了

※2　令和2年7月より産後ケア訪問事業開始

３．ニーズ調査の結果概要

（１）就労状況

父親の87.8％（前回78.7％）が「フルタイムで就労」、母親も33.0%（前回21.9％）が「フルタイムで就労」しています。現在「仕事をしていない」方の90.0％（前回53.1％）が1年以内、若しくは下の子が一定の年齢になったら就労したいという希望があります。

（２）教育・保育事業の利用状況

こどもがいる世帯で、「（教育・保育サービスを定期的に）利用している人」が66.1％（前回80.0％）でした。その理由として「こどもの教育や発達のため」が75.0％（前回71.0％）、「現在就労している」が97.4％（前回65.3％）でした。一方、利用していない理由としては「母親か父親のどちらかがみている」が81.3％（前回88.9％）で最も多く、次いで「こどもが小さいため」が53.1％（前回63.0％）、「利用したいが、保育所や認定こども園に空きがない」が18.8％（前回0.0％）の順になっています。

○土曜日の利用希望は「月に1～2回」「毎週利用したい」をあわせて48.7%（前回40.6%）ありました。日曜日・祝日の利用については、「利用する必要がない」が57.4%（前回約66.5%）、「月に1～2回は利用したい」が23.5%（前回19.4%）、「ほぼ毎週利用したい」が1.7%（前回3.2%）でした。

○こどもの病気やケガの際の対応については、「母親が就労を休んだ」が最も多く96.7%（前回68.8%）、次いで「父親が就労を休んだ」が43.3%（前回15.6%）の順になっています。「病児・病後児保育施設を利用したいと思わない」と回答した方からは、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が52.4%（前回34.4%）でした。

○小学校低学年（1～3年生）で、学童保育を「利用している」が52.1%（前回38.2%）となっています。また、学童保育を利用していない理由は、「親がこどもの面倒をみているため利用する必要がない」が最も多く27.9%（前回60.0%）、次いで、「放課後の短時間ならば、こどもだけで大丈夫だと思う」が18.6%（前回21.7%）となっています。

（３）仕事や生活環境

子育てを「つらいこともあるが、楽しいことのほうが多い」と感じている方は64.9％（前回比較項目なし）で最も多く、「楽しい」が22.3％（前回30.3％）、「つらい」が0.0％（前回0.6％）でした。

子育ての悩みでは「こどもの病気や発達（身体・精神）・発育に関すること」が44.3％（前回48.4％）、「こどもの食事や栄養に関すること（偏食・好き嫌い）」が41.7％（前回34.2％）、「仕事や家事と子育てとの両立が大変なこと」が33.0％（前回21.9％）、「こどもを叱りすぎているような気がすること」が30.4％（前回40.6％）などとなっています。

仕事と生活の優先度の希望は、「家事（育児）を優先」が69.6％（前回65.2％）で最も多く、次いで「プライベート時間を優先」が20.9％（前回12.9％）、「仕事を優先」が6.1％（前回10.3％）であるのに対し、現実は、「家事（育児）を優先」が62.6％（前回60.6％）で最も多く、次いで「仕事時間を優先」が34.8％（前回32.9％）でした。一方で、「プライベート時間を優先」は0.0％（前回0.6％）となっています。

仕事と子育てを両立するために必要なことは「配偶者・パートナーの協力」が最も多く、次いで「配偶者・パートナー以外の家族の協力」、「職場の中の意識や理解、協力体制（フレックスタイム・短時間勤務）」、「親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実」と続いています。

（４）子育て支援満足度

本町の子育て環境に対する評価では、「どちらかといえば子育てしやすいと感じる」との回答が52.2％（前回45.8％）で最多ですが、「子育てしやすいと感じる」との合計を比較すると、前回より8.8ポイント減少しています。一方、「子育てしにくいと感じる」の割合は増加しています。

子育て環境や支援への満足度については、「どちらかといえば満足」が34.8％（前回54.2％）で最多ですが、「満足」との合計は前回より22.9ポイント減少しています。「不満」の割合も増加しており、全体として満足度が低下しています。

小学生の保護者の満足度は、「どちらかといえば満足」が40.4％（前回50.0％）で最多ですが、「満足」との合計は前回より20.1ポイント減少しています。否定的な評価はほぼ横ばいとなっています。

第３章 こども・子育て支援の基本的な考え方

１．教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業の各種事業は、町全体で広域的に施設利用や事業展開をしていることから、**町全体をひとつの区域に設定する**ことを基本とします。

２．計画の基本理念

家庭や地域とともに、心豊かで健やかなこどもをはぐくむ“しかおいのまち”づくり

本計画の根拠となる子ども・子育て関連3法は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化等の実情を把握し、家庭、学校、地域、職域その他の社会の分野においてこども・子育て支援の重要性を認識し、社会としてこども・子育て家庭を支援することを目的としています。

本町はこれまでその目的のために施策を推進してきており、それは本計画においても変わりません。したがって、本計画の基本理念は、これまでのものを継承することとします。

３．計画の基本視点

本町の重要課題である『少子化対策』に向けて、次代を担うこどもの育成のために、切れ目なくきめ細かい支援を行うという視点に立ち、施策を展開します。

（１）すべてのこどもの視点

こどもは大人と同様の権利の主体であるという視点に立ち、こどもが健やかに育ち、希望を持って将来へ歩んでいけるよう、こどもの幸せを実現できる施策を展開します。

（２）すべての子育て家庭の視点

子育て家庭の状況は多様化しており、様々な課題を抱えています。しかし、すべての家庭が子育てを“負担”と感じるのではなく、こどもの成長を素直に喜び、また子育てを通じて豊かな人生を送ることができるよう、子育て家庭の視点に立ち施策を展開します。

（３）次代の親づくりの視点

こどもは親の背中を見て育ちます。やさしさに包まれて育ったこどもは、自分が大人になったときにも、自分のこどもをやさしく育てていくようになります。こどもたちがいろいろな人たちと出会い、豊かな自然環境に触れながら、やさしくたくましい大人に育つことができるよう、次の世代の親を育てていくという視点に立ち施策を展開します。

（４）地域でこどもを育てていく視点

こどもたちを地域の大人が温かく見守り、育てるとともに、各職場においても育児期間中の短時間勤務制の導入や男性の育児休暇取得促進等の多様な働き方と職場環境の整備を推進することで、子育てを支援することが必要です。地域全体でこどもを育てていくという視点に立ち、関係法制度の周知と啓発、施策の展開に努めます。

４．計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、前述の基本的視点を踏まえ、基本目標を次のように設定し、総合的に施策を推進します。

基本目標１

みんなで手をつなぎ、こどもや子育て家庭を大切にする地域づくり

こどもを生み育てることは、大きな喜びや感動がありますが、その一方で多くの悩みや困難も伴います。また、こども自身もすばらしい笑顔とともに日々成長していきますが、その成長の過程で様々な問題に直面するものです。

すべての出発点である家庭は、基本的倫理観や社会的マナー、自制心、自立心等を育てていく重要な役割を担っています。しかしながら、子育て家庭の現状は、核家族化や共働き世帯の増加、経済環境の変化等による負担感を感じていることから、多種多様な負担軽減策を推進します。

また、子育ての喜びや素晴らしさ、こどもを育てることの重要性等についても、各分野が連携して、啓発活動を推進します。

支援を必要とするこどもを持つ家庭は、保護者も不安を抱えています。こども自身へのサポート体制の充実強化を図るとともに、地域で安心して生活ができるよう保護者の不安や負担を軽減する支援の充実を図ります。

基本目標２

次代を担うこどもたちの健やかな育ちと豊かな心と生きる力の育成

次代の担い手であるこどもたちが自己を確立し、たくましくやさしく成長するための施策を充実します。そのためには家庭をはじめ地域・学校が手をつなぎ、こどもたち自身の適性や興味を尊重しながら「生きる力」を育成することが必要です。

本町の自然や地域のつながりを最大限に生かし、こどもたちが自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力や他人を思いやる心、感動する心等、豊かな人間性を育んでいく取り組みを推進します。

基本目標３

こどもを健やかに伸び伸びと生み育てることができる環境の整備

こどもが健やかに伸び伸びと育つことができるよう、妊娠、出産、乳幼児期を通じた切れ目ない支援により母子の健康を確保するとともに、こどもの健康や発達に関する相談支援を充実することで、保護者の子育てに関する悩みの軽減を図ります。

性、喫煙、飲酒、薬物等に関する正しい知識を普及するために、思春期保健対策の充実を図ります。また、こどもの食習慣の乱れが心と身体の健康問題に大きく関係していることから、乳幼児期から思春期までの成長段階に応じた「食育」を推進していきます。

基本目標４

こどもを尊重し、こどもが夢を持って暮らせるまちづくり

こどもの権利を尊重し、「最善の利益」を実現するために、大人だけでなくこども自身も権利についての理解を深め、希望を持って将来に向けて歩んでいけるよう、親の育児不安の解消、児童虐待の防止対策等の支援及び相談体制の充実を図ります。

５．施策の体系

基本理念

☆家庭や地域とともに、心豊かで健やかなこどもをはぐくむ〝しかおいのまち〟づくり

基本目標	施策目標	個別施策
１ みんなで手をつなぎ、こどもや子育て家庭を大切にする地域づくり	１ 子育て支援サービスの充実	子育て支援センターの充実、学童保育の充実、放課後子ども教室の充実、子育て環境の整備
	２ 育児ネットワークづくりとボランティア	こども家庭センターの推進、子育て情報の提供、育児ネットワークの活用、子育てを支援する関係機関との連携
	３ 保育サービスの充実	保育環境の充実、多様な保育ニーズへの対応、質の高い幼児教育・保育の推進、第２子以降の保育料無償化
２ 次代を担うこどもたちの健やかな育ちと豊かな心と生きる力の育成	１ 多様な体験・交流の推進	地域活動の推進、世代間交流の促進
	２ 家庭や地域の教育力の向上	次代の親の育成、家庭教育の支援、地域の教育力の充実
	３ 教育環境の整備	幼児教育の推進、教育環境の充実、鹿追ならではの学校教育の推進、幼小中高一貫教育の推進
	４ 有害環境対策の推進	有害環境対策の推進
３ こどもを健やかに伸び伸びと生み育てることができる環境の整備	１ 母子保健の充実	母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査の実施、伴走型相談支援の推進、母子保健相談及び訪問指導の実施、乳幼児健康診査・相談の実施、乳幼児歯科健診、フッ素塗布及びフッ素洗口、予防接種の実施、電子母子健康手帳アプリ「ばんび」の活用、不妊・不育症治療費助成事業
	２ 食育の推進	妊婦・乳幼児の栄養指導・相談の実施、給食による食育指導の実施
	３ 思春期保健対策	性教育の実施、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進
	４ 医療の充実	医療体制の充実
	５ 安心できる生活環境の整備	安心・安全なまちづくりの推進、安心して外出できる環境の整備
	６ 交通安全教育の推進	幼児及び保護者に対する交通安全啓発
	７ 犯罪等の被害防止活動	地域安全事業の推進
４ こどもを尊重し、こどもが夢を持って暮らせるまちづくり	１ 仕事と子育ての両立支援	男女の固定的な役割分担意識の解消、育児ネットしかおい（ファミリー・サポート・センター事業）の促進
	２ 児童虐待防止対策の充実	虐待の早期発見・予防の推進
	３ こどもの貧困対策の推進	相談体制の充実、経済的支援の推進
	４ 配慮が必要なこどもの支援	障がい児支援・特別支援教育の推進、外国につながるこどもへの支援

第４章 重点施策

基本目標１　みんなで手をつなぎ、こどもや子育て家庭を大切にする地域づくり

（１）子育て支援サービスの充実

子育てに対する不安や負担感を軽減するため、子育て支援サービスを充実します。そのために、地域の人材と連携しながら、持続可能な支援体制を構築します。

事業名	施策内容	方向性	担当課
子育て支援センターの充実	親子の悩みに寄り添った、あたたかな支援を行うため担当職員体制の強化を図り、さらに、情報提供や各種講座の開催を通じて、利用者相互の交流と育児不安の解消に努めます。	拡充	子育て支援課
学童保育の充実	小学生の放課後の居場所として、利用者が増加傾向にあり、既存施設の活用も含めた対応を検討します。また、指導員の資質向上に向けた定期的な研修を実施し、機能の充実に努めます。	継続	子育て支援課
放課後子ども教室の充実	安全・安心な放課後の活動拠点として、新たな施設整備を進めるとともに、指導者となる人材の確保及び職員の資質向上を図ります。	拡充	瓜幕支所 社会教育課
子育て環境の整備	児童福祉と母子保健を一体的に推進します。こども家庭センターを中心に、土日の遊び場づくりや妊娠期から子育て期にわたる相談や困り事への対応ができる拠点としての体制強化に努めます。	拡充	子育て支援課 保健福祉課 社会教育課

（２）育児ネットワークづくりとボランティア

こども家庭センターを中心に、子育てに関する情報や相談支援を充実するとともに、育児ネットワークの活用や子育て支援機関との連携を図ります。また、地域住民やボランティアが主体となる子育て支援活動の活性化を図ります。

事業名	施策内容	方向性	担当課
こども家庭センターの推進	児童福祉と母子保健の機能を統合的に持つ、妊娠期から育児期までの悩みや困りごとをワンストップで対応する相談窓口として、こども家庭センターを運営します。また、子育て家庭の抱える課題について、必要に応じて要保護児童対策地域協議会における個別対応や保健師や保育教諭、教育相談員と連携した相談支援を推進します。	拡充	子育て支援課 保健福祉課 学校教育課
子育て情報の提供	広報紙やホームページなどを活用した情報提供に努めます。また、必要に応じてSNS などの多様なツールを活用した情報発信に努めます。	継続	子育て支援課
育児ネットワークの活用	関係機関との連携を強化し、子育てサークルやボランティア活動の活性化を図ります。また、地域での仲間づくりの支援拡大を図ります。	継続	子育て支援課
子育てを支援する関係機関との連携	子育て支援活動を行っている民生委員児童委員、保健推進員、ボランティア団体等へ情報提供を行うとともに、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携を密接にして、課題に応じた迅速な対応がとれるように努めます。	継続	子育て支援課 保健福祉課 社会教育課

（３）保育サービスの充実

核家族や共働き世帯の増加等、子育て支援に対するニーズが多様化していることから、様々なニーズへの対応や幼児教育・保育の質の向上を図ります。

事業名	施策内容	方向性	担当課
保育環境の充実	入園してから修了するまでの在園期間全体を通して行う連続性のある教育及び保育を推進するとともに、小学校との円滑な接続に向けた連携を図ります。 また、安心・安全で快適な施設の維持・管理に努めます。	継続	子育て支援課
多様な子育て支援ニーズへの対応	保護者の就労形態の多様化や子育て支援ニーズの変化に対応した、柔軟な保育時間の確保や誰にとっても利用しやすい取り組みを展開します。	拡充	子育て支援課
質の高い幼児教育・保育の推進	幼児教育・保育の質の確保・向上のため、保育教諭等の各種研修会への参加、認定こども園での研修会の開催など保育教諭等の資質の向上に努めます。	継続	子育て支援課
第２子以降の保育料無償化	第２子以降の児童を対象に、認定こども園・保育所に就園させている家庭に対し、保育料を無償とします。	継続	子育て支援課

基本目標２　次代を担うこどもたちの健やかな育ちと豊かな心と生きる力の育成

（１）多様な体験･交流の推進

身近な地域において、こどもが主体的に活動できる場や自然にふれあうことができる機会を創出することは、こどもの豊かな学び･育ちのために重要です。こどもが主体的に参加できる多様な体験･交流機会の創出を図ります。

事業名	施策内容	方向性	担当課
地域活動の推進	子ども会活動を含め、ボランティアなどと連携し、地域で行われるこどもの体験活動の推進を図ります。また、遊休施設を活用した新たなこどもの居場所づくりに努め、こどもだけではなく保護者の交流の場として、抱える子育ての悩みを共有でき、互いに励まし、助け合える機会の創出に努めます。	継続	社会教育課 子育て支援課
世代間交流の促進	社会資源を活用しながら、世代間交流を進め、地域全体で子育て支援の環境整備が図れるよう努めます。	継続	子育て支援課 社会教育課

（２）家庭や地域の教育力の向上

こどもの基礎的な学力の定着のために、学校･家庭･地域が連携を図り、教育環境の整備に努め、次代を担うこどもが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを推進します。

事業名	施策内容	方向性	担当課
次代の親の育成	生命を慈しむ心やこども、家庭の大切さを理解できるように、認定こども園等で乳幼児に触れる取り組みを行います。また、子育ての楽しさや家庭の大切さ、こどもを生み育てることの意義についての啓発活動に努めます。	継続	子育て支援課 学校教育課 社会教育課
家庭教育の支援	こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や育児に関する情報提供に努めます。	継続	学校教育課 社会教育課
地域の教育力の充実	学校行事や文化活動の社会教育事業等を充実し、自然体験や生活体験、世代間交流などの交流活動への参加を促進します。また、祭りや行事、ボランティア活動の地域活動、スポーツ少年団等のスポーツ活動等の環境整備に努めます。	継続	学校教育課 社会教育課

（３）教育環境の整備

次代の担い手であるこどもたちの自主性や社会性等を伸ばし、生きる力を身につけることができるよう幼児教育や学校教育の充実が求められています。このため、基礎学習の向上を図るとともに、特色ある認定こども園や保育所、学校づくりに努めていきます。

事業名	施策内容	方向性	担当課
幼児教育の推進	一人一人の個性を認め「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮します。また、環境を通して一人一人の発達に必要な体験が得られるよう工夫し、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながるよう努めます。	拡充	子育て支援課
教育環境の充実	児童生徒一人一人の実態に応じた細やかな指導の充実を図り、創意工夫をこらした学習内容を確立し、学習意欲が高まる総合的教育活動の充実を推進します。また、国際化が進展する中にあって、広い視野を持った資質や能力を育成することが重要で、情報教育、語学教育等の充実に努めます。さらに、健全な精神と健康な体づくりに努めます。	継続	学校教育課
鹿追ならではの学校教育の推進	「生きる力」を育むという理念のもと、児童・生徒自身が魅力ある学校生活を送り、様々な体験を積むことを目的に、自然環境や地域の特色を活かした学校づくりに努めます。また、国際化に対応した姉妹友好都市交流に取り組むとともに、特色ある学校づくりに努めます。	継続	学校教育課
幼小中高一貫教育の推進	認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校の相互協力のもと、児童・生徒間・教師間の交流を通じて、合同学習を実施するなど、幼小中高一貫教育の推進に努めます。	継続	子育て支援課 学校教育課

（４）有害環境対策の推進

近年、インターネットやSNSの普及により、こどもたちが性や薬物、闇バイトなどの犯罪にかかわる有害情報に触れるリスクが高まっています。家庭や地域と連携しながら、こどもが情報モラルを持てるよう啓発を行います。

事業名	施策内容	方向性	担当課
有害環境対策の推進	こどもたちが有害情報のリスクを正しく理解し、自ら回避できるよう、インターネット・ＳＮＳ利用のルールや情報モラル教育を推進します。また、保護者向け研修会の開催に努めます。	拡充	学校教育課

基本目標３　こどもを健やかに伸び伸びと生み育てることができる環境の整備

（１）母子保健の充実

安心して子育てができる環境を整えるため、経済的負担の軽減や健康診査、相談体制の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児へと切れ目のない支援体制を整備します。

事業名	施策内容	方向性	担当課
母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査の実施	妊娠の届出があった妊婦に対する母子健康手帳の交付と、妊婦一般健康診査を実施し、妊婦の健康保持・増進に努めます。	継続	保健福祉課
電子母子健康手帳アプリ「ばんび」	予防接種や成長の記録、母子・子育てに関する多彩な情報発信を行うとともに、アプリを活用してオンライン相談を行います。	継続	保健福祉課
母子保健相談及び訪問指導の実施	保健師、管理栄養士等による妊娠中や育児中の様々な相談や発達確認を行い、不安の解消に努めます。 また、必要に応じて妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児等に対して、訪問指導や相談等の産後ケア事業を行います。	継続	保健福祉課
乳幼児健診・相談の実施	乳幼児健診（６か月、12 か月、18 か月、３歳児）乳幼児相談（３・４か月、24 か月、30 か月）により、生活習慣の確立等の育児支援を行い、乳幼児の健全な発育発達を促進します。また、乳幼児期の疾病や心身障がいの早期発見や早期療育を促すことに努めます。	継続	保健福祉課 子育て支援課
乳幼児歯科健診、フッ素塗布及びフッ素洗口	乳幼児歯科健診において、歯の大切さやむし歯予防について指導を実施するとともに、歯磨きの重要性についての啓発に努めます。また、１歳６か月児、24 か月児、30 か月児、３歳児、４歳児へのフッ素塗布、保育所・こども園・小学校でのフッ素洗口を通じ、むし歯予防に努めます。	継続	保健福祉課 子育て支援課 学校教育課
予防接種の実施	乳幼児の感染症予防のために、予防接種を行い、その必要性と適切な時期に接種する重要性について指導及び啓発に努めます。	継続	保健福祉課
伴走型相談支援の推進	国の制度を活用し、妊娠届出時と出産届出時に給付金を支給するとともに、面談や情報発信をあわせて行うことで、妊婦・子育て家庭への切れ目ない支援を行います。	拡充	保健福祉課
不妊・不育症治療費助成の実施	妊娠を希望する夫婦への不妊・不育治療による経済的負担の軽減を図る。	継続	保健福祉課

（２）食育の推進

朝食を食べないなど、食習慣の乱れがこどもの心と体の健康問題に大きく関係しており、乳幼児からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた心身の健全な育成を図ることが求められます。このため、認定こども園等や学校との連携を深めて、乳幼児期から思春期までの発達に応じた食の指導や食事づくり等の学習機会を進めるとともに、食に関する情報提供に努めます。

事業名	施策内容	方向性	担当課
妊婦・乳幼児の栄養指導・相談の実施	母体の健康及び胎児の発育、乳幼児期の栄養は、健康と食習慣形成の上で、重要であることから、赤ちゃん離乳食訪問、乳幼児健診、各種相談等で個人の状況に合わせた栄養指導・相談に努めます。	継続	保健福祉課
食育指導の実施	正しい食習慣が身につくよう給食指導を行うとともに、教材などを活用した食育指導を計画的に実施し、こどもたちの食への関心を深めるよう努めます。また、幼小中高での食育の連携を図り、成長段階に応じた食育を推進します。	拡充	子育て支援課 学校教育課 保健福祉課

（３）思春期保健対策

こどもが大人へと成長する思春期は、心も体も大きく変化し、様々な悩みを持つ時期でもあります。このため、学校や関係機関と連携を深め、思春期の身体を守る正しい知識と情報を伝える学習機会や相談体制の充実に努めます。

事業名	施策内容	方向性	担当課
性教育の実施	学校教育において児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的側面から理解し、性に対する健全な態度を育成し、社会生活にふさわしい性道徳の確立に努めます。	継続	学校教育課 社会教育課
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	学校教育において児童生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を育成するため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深める教育を進めます。また、警察や医療機関等の関係機関と連携した研修を行い、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成と保護者への啓発に努めます。	継続	学校教育課 社会教育課

（４）医療の充実

安心してこどもを生み、こどもたちが健康に生活できる環境が必要です。このため、病院や歯科医院など町内の医療機関と連携し、適切な医療サービスが受けられるように努めます。

事業名	施策内容	方向性	担当課
医療体制の充実	親子が安心して医療が受けられるよう、町立国保病院を中心に、まず、何よりも一人一人に寄り添う病院であることに思いをいたし、より利用者の生活に即した診療・予防医療の提供体制の構築に努めます。また、スタッフの資質向上を目的に各種研修へ参加し、医療の質の確保と向上を図ります。	継続	国保病院

（５）安心できる生活環境の整備

妊産婦、こども連れの保護者等が安心して外出できるよう、道路、公園、交通機関、公共施設等において、段差の解消等のユニバーサルデザイン化を進めます。また、公園設備の充実に努めます。

事業名	施策内容	方向性	担当課
安心・安全なまちづくりの推進	まちづくり計画の整備事業において、こどもや子育て家庭が安心して外出できるように生活道路の整備に努めるとともに、自転車やベビーカーなどを利用するこどもや親子が安全に移動できるように、歩道の段差の解消等の整備に努めます。	拡充	建設水道課
安心して外出できる環境の整備	子育て家庭が安心して外出できるように、公共施設の段差の解消等のユニバーサルデザイン化に努めます。また、こどもの身近な遊び場である公園施設の充実に努めるとともに、安全確保のため、環境整備、公園の遊具等の危険箇所の確認・補修に努めます。	拡充	建設水道課

（６）交通安全教育の推進

こどもを交通事故から守るため、警察、学校など関係機関と連携した協力体制を図るとともに、交通マナーの習得等の交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用などの総合的な交通事故防止対策を推進します。

事業名	施策内容	方向性	担当課
幼児及び保護者による交通安全啓発	住民ぐるみの交通安全運動を推進し、意識の啓発を図るとともに、幼児及び保護者への交通安全指導等の活動の充実に努めます。こどもの安全確保の観点からチャイルドシートの着用率向上の啓発を進めるとともに、希望者に無料貸し出しを行います。	継続	子育て支援課 町民課

（７）犯罪等の被害防止活動

こどもを犯罪被害から守るため、地域住民の協力のもと、警察や関係機関との情報交換や迅速な情報提供を求めていきます。

事業名	施策内容	方向性	担当課
地域安全事業の推進	「こども 110 番の家」やＰＴＡ、地域ボランティアによる見守り活動を推進するとともに、警察との連携を強化し安全な地域コミュニティづくりに努めます。また、防犯啓発用品を配布するとともに、犯罪にあわないようにするための防犯教室等を実施し、こどもの意識の向上に努めます。	拡充	町民課 学校教育課 社会教育課

基本目標４　こどもを尊重し、こどもが夢を持って暮らせるまちづくり

（１）仕事と子育ての両立支援

保護者の事情に沿った多様な働き方を支援するため、ワーク・ライフ・バランスを社会全体の取り組みとして推進します。そのため、女性だけにまたは男性だけに家事・育児負担が偏らないよう、固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発活動を推進します。また、地域で育児を助け合う取り組みを推進します。

事業名	施策内容	方向性	担当課
男女の固定的な役割分担意識の解消	男女ともに充実した家庭生活を送るために、固定的な役割分担意識を見直し、男女平等や男女共同参画の意識を定着するための啓発活動に努めます。また、男性の家事や子育てなどの参加を促進するための学習機会や啓発活動に努めます。	継続	子育て支援課 企画課 保健福祉課
育児ネットしかおい（ファミリー・サポート・センター事業）の促進	育児ネットしかおいは、地域で育児を助け合い、安心して子育てができるように会員同士が育児の相互援助活動を行う組織です。多くの住民が利用しやすいよう、利便性向上や費用負担について検討します。	拡充	子育て支援課

（２）児童虐待防止対策の充実

多くの子育て家庭が、子育てそのものへの不安や負担を感じている現在、児童虐待は決して特殊なことではなく、誰にでも起こりうる可能性があります。児童虐待を防止するため、地域の見守りの強化や相談体制の充実を図ります。

事業名	施策内容	方向性	担当課
虐待の早期発見・予防の推進	認定こども園等や学校との情報共有及び相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し、児童虐待の発生予防から早期発見・保護に至る総合的な支援に努めます。	拡充	子育て支援課 保健福祉課 学校教育課

（３）こどもの貧困対策の推進

家庭の環境や経済的な状況によらず、すべてのこどもが等しく健やかに成長できるよう、また、夢や希望を持って未来に向かって歩んでいけるよう、経済的に課題を抱える子育て家庭に対して、多面的な支援を推進します。

事業名	施策内容	方向性	担当課
相談体制の充実	子育て支援センターや保健師等を中心に相談を行い、就労や経済的な課題について、自立に向けての支援に努めます。 また、ヤングケアラーを把握した場合には、重層的支援または関係機関と連携しながら、課題解消に向けた支援を推進します。	継続	子育て支援課 保健福祉課
経済的支援の推進	児童扶養手当の支給やひとり親等の医療費助成を行い、経済的負担の軽減に努めます。	継続	子育て支援課 保健福祉課

（４）配慮が必要なこどもの支援

妊婦や乳幼児期の健康診査の充実を図り、身体面の発育不良、視聴覚障がい、精神・運動発達遅滞等の早期発見に努めるとともに、発見された児童に対しては、保健、医療、福祉、教育部門が連携をとりながら、障がいに応じたサポートが受けられるよう支援体制を進めます。また、国際化の進展に伴い、外国につながるこどもや家庭への支援の充実を図ります。

事業名	施策内容	方向性	担当課
障がい児支援・特別支援教育の推進	発達の遅れを早期に発見し、適切な支援や療育につなげるために、こどものライフステージに応じた相談支援を推進します。また、乳幼児健診を実施し、成長発達に関する課題の早期発見に努めます。 認定こども園や学校における障がい児の受入れに対し支援を行い、インクルーシブな教育・保育を推進するとともに、特別支援教育を推進します。 また、医療的ケア児への支援についても、必要な児童一人一人に対して体制を整えるよう努めます。	継続	保健福祉課 子育て支援課 学校教育課
外国につながるこどもへの支援	外国籍等の理由で日本語を十分に話すことのできないこどもが、保育施設や子育て支援事業を円滑に利用できるよう支援します。幼児・学校教育において国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう努めます。	継続	子育て支援課 学校教育課

第５章 主要事業における量の見込みと確保方策

１．基本的な考え方

子ども・子育て支援法に定めるサービスの見込み量については、国の示した「量の見込み」算出等の手引の考え方をもとに、本町独自の手法で算出しています。国の示す方法は、アンケート調査のみを根拠とする標準的な算出方法を示すものであり、実績を加味したより現実的な方法による算出を妨げるものではないとされているため、本町の実情を鑑みた手法をとっています。

主な手順は次のとおりです。

〇事業の利用実績を基準とします。
〇各年度の人口を推計します。
〇ニーズ調査結果から、就労意向等の潜在利用意向率を設定します。
〇直近の利用実績が明らかにコロナ禍等の社会要因の影響を受けている場合、
　それを勘案した変化率を設定します。

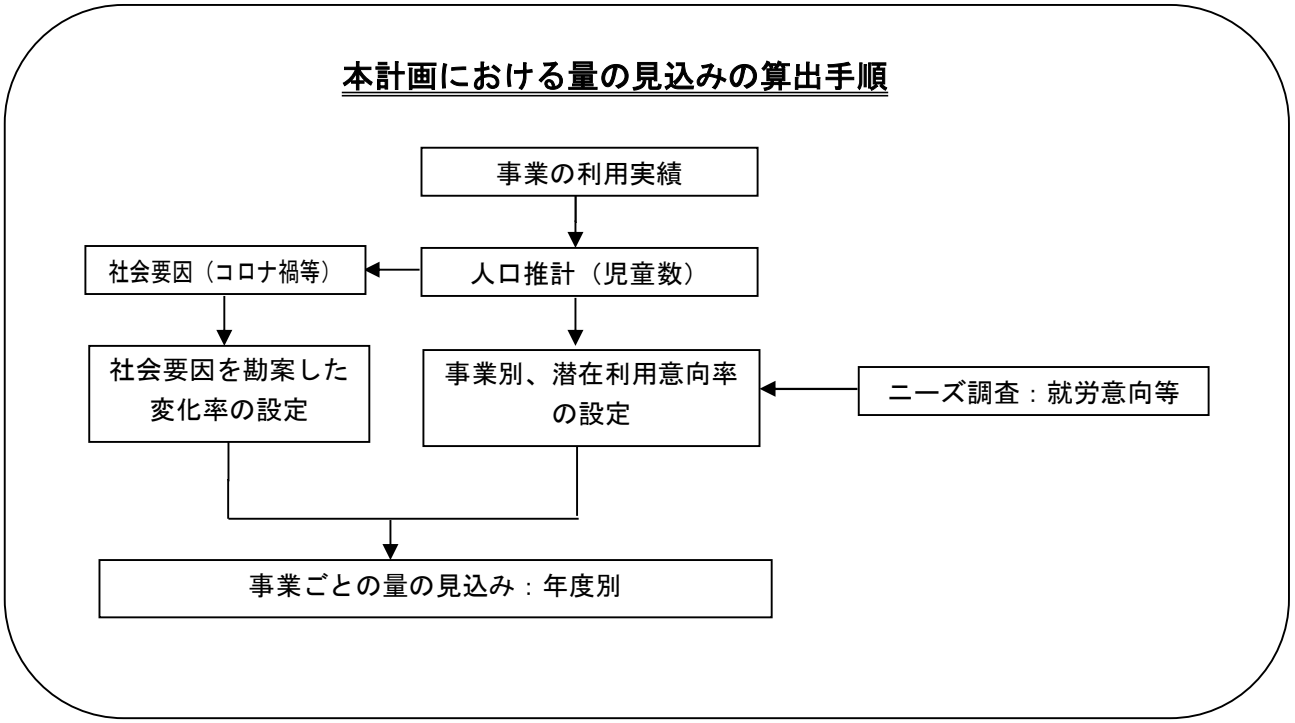

２．推計人口

計画期間におけるこどもの人口は、過去3年（令和4年度から6年度）の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法※により推計を行いました。

※「コーホート変化率法」とは……コーホートごとに、過去における実績人口の動向に基づき将来人口を推計する方法です。ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

０～11 歳のこどもの人口推計

（単位：人）

年齢	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
0	30	30	28	28	26
1	31	29	29	27	27
2	29	30	29	29	27
3	27	30	31	30	30
4	30	26	28	29	28
5	38	32	27	29	30
6	34	37	31	27	28
7	46	34	37	31	27
8	42	46	34	37	31
9	49	43	47	35	38
10	54	50	44	48	36
11	38	53	49	43	47

３． 量の見込みと確保の内容

（１）各年度における幼児期の教育・保育の充実

【現 状】

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持ち、就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

（対象年齢：0～5歳児）

【今後の方向性】

量の見込み（年度当初の入園者数）については、現状の定員で充足できるものと考えられますが、年度途中の入園への対応が必要です。保育教諭の確保等の困難な状況もありますが、体制の維持に努めます。

実 績 値

（単位：人）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定		3	5	6	7	6
2号認定		98	102	100	105	89
3号認定	0歳	7	6	8	7	6
	1、2歳	49	46	42	38	45
計		157	159	156	157	146

3月31日時点（R6年度のみ12月31日時点）

量の見込み

（単位：人）

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1号認定		10	9	8	8	8
2号認定		79	73	72	74	75
3号認定	0歳	8	8	8	8	7
	1歳	13	12	12	11	11
	2歳	27	28	27	27	25
計		137	130	127	128	126

※認定区分　1号認定……3歳～5歳、幼児期の学校教育のみ。保育の必要性のないこども。
2号認定……3歳～5歳、保育の必要性あり。
3号認定……0歳～2歳、保育の必要性あり。

（２）地域子ども・子育て支援事業

１）利用者支援に関する事業

【現 状】

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

（対象年齢：すべてのこども）

【今後の方向性】

令和6年度より「鹿追町こども家庭センター」をトリムセンター内に開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでのあらゆる相談や困りごとに対応できるワンストップの相談窓口として運営しています。妊娠、出産、子育てに関する全般の相談や、虐待や貧困、ヤングケアラーなどの問題を抱えたこどもに関する相談支援や情報提供を実施します。

実 績 値

（単位：か所）

	令和2年度	令和3年度	平成4年度	平成5年度	令和6年度
事業実績（母子保健型※）	1	1	1	1	1

※令和6年度から「こども家庭センター型」として実施

量の見込みと確保方策

（単位：か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み（こども家庭センター型）	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

２）時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業は、通常の保育時間以降の保育を行う事業です。
（対象年齢：0～5歳児）

【現 状】

認定こども園では、午前7時30分から午後6時30分までの11時間保育を行っています。

【今後の方向性】

仕事と生活の調和を実現させるため、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められています。利用実績に合わせた延長保育のさらなる充実に努めます。

実 績 値

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	41	41	33	46	39

量の見込みと確保方策

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	34	32	31	31	30
② 確保方策	34	32	31	31	30
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②－①	0	0	0	0	0

３）放課後児童健全育成事業（学童保育）

学童保育は、共働き家庭などの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

（対象年齢：小学1～6年生）

【現 状】

小学校1～6年生の入所希望小学生に対し、町内に学童保育1か所、放課後子ども教室1か所があります。

【今後の方向性】

① 本町の学童保育は令和3年に認定こども園に隣接し新しい施設を整備しました。放課後子ども教室については、学校施設内で1か所実施していますが、今後は地域づくりを含めた、総合的な整備を目指しています。

実 績 値

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	47	49	64	71	71

量の見込みと確保方策

（単位：人）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み			72	72	66	61	57
	低学年	1年生	29	29	28	26	25
		2年生	22	21	19	17	16
		3年生	11	12	10	9	8
	高学年	4年生	6	6	5	5	5
		5年生	2	2	2	2	2
		6年生	2	2	2	2	1
② 確保方策			72	72	66	61	57
②－①			0	0	0	0	0

② 放課後子ども教室の推進の方向性

すべての児童を対象として、放課後や学校休業日等に教育施設等を活用し、地域社会の中で多様な体験・活動を行うことができる環境整備を推進し、次代を担う児童を育成します。

③ 学童保育及び放課後子ども教室の「連携型」の推進

学童保育及び放課後子ども教室の一体化、または連携による事業を実施する際のプログラムについては、放課後児童支援員等が連携し、打ち合わせを行いながら実施に向けて検討します。また、プログラム実施後には児童が安全に移動できるように配慮します。

④ 学校施設の活用に関する具体的な方策

余裕教室をはじめとした学校施設の活用については、必要に応じて学校関係部署と連携しながら、積極的な利用促進について連携、協力をします。

⑤ 庁内連携方策、その他特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応、事業の質の向上に関する具体的な方策

学童保育、放課後子ども教室及び学校教育、幼児教育の各所管課で、連携・情報交換等を行い、切れ目のない体制づくりに努めます。

⑥ 学童保育の役割をさらに向上させていくための方策

学童保育は、放課後児童支援員による基本的な生活習慣や異年齢児童等との関わりを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であるため、こどもの主体性を尊重し、こどもの自主性、社会性等の向上を図っていきます。また、支援員の安定的な確保と専門的な指導ができる体制の充実を図ります。

⑦ 利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

学童保育及び放課後子ども教室については、地域や学校等が連携してこどもの育ちを支える観点から、地域住民がこどもと触れ合う場を設けるとともに、スポーツ・文化・芸術団体など地域人材の参画の促進に努めていきます。

⑧ 特別な配慮を要するこどもの放課後の居場所づくり

学童保育においては、障がいなど特別な配慮を必要とする児童の利用については、職員の加配等を行い、適切な育成支援ができるよう努めます。

放課後子ども教室においては、発達に心配のあるこどもや様々な困難を抱えるこども等、特別な配慮を必要とするこどもが安心して過ごすことができるよう適切な対応に努めます。

４）子育て短期支援事業（ショートステイ※１・トワイライトステイ※２）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。
（対象年齢：0歳から18歳）

※1 「ショートステイ事業」とは……短期入所生活援助事業をさします。
※2 「トワイライトステイ事業」とは……夜間養護等事業をさします。

【現 状】

令和5年度より事業を開始し、児童養護施設「十勝学園」に事業を委託しています。

【今後の方向性】

本制度の周知拡大とともに、利用者のニーズに合わせたサービスの充実に努めます。

実 績 値

（単位：（延）人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	0	0	0	0	12

量の見込みと確保方策

（単位：（延）人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	25	25	25	25	25
② 確保方策	25	25	25	25	25
②－①	0	0	0	0	0

５）乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談、助言等の援助を行う等の目的で、生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

（対象年齢：0歳）

【現　状】

すべての対象家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報の提供、乳児およびその保護者の心身の様子および養育環境の把握等を行うほか、支援が必要な家庭に対する助言・援助を行っています。

【今後の方向性】

核家族化による育児経験の伝承や経験不足から育児不安に陥ったり、悩んだりする保護者が少なくありません。事業を継続して、保健師が個別にきめ細かく相談対応し、保護者が不安を抱え込まず早期に相談できるよう、顔が見える関係性を構築していきます。

実　績　値

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	18	33	32	36	30

量の見込みと確保方策

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　量の見込み	30	30	28	28	26
②　確保方策	30	30	28	28	26
②－①	0	0	0	0	0

６）養育支援訪問事業

妊娠・出産・育児期の養育支援が特に必要と認められた家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

【現 状】

乳児家庭全戸訪問事業等を通じて把握した家庭や、こどもの健全育成と適切な子育てのために定期的な支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問事業を実施するほか、関係機関と連携しながら要保護児童対策地域協議会を運営するなど、児童虐待の未然防止を図っています。

【今後の方向性】

今後も、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や、保健医療機関との連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握した、養育支援が特に必要である家庭を訪問します。

実 績 値

（単位：（延）人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	0	0	3	7	4

量の見込みと確保方策

（単位：（延）人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	3	3	3	3	3
② 確保方策	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

７）地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て家庭の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

（対象年齢：0～5歳児）

【現　状】

乳幼児と保護者の交流の場として、子育て支援センターを開設しています。

【今後の方向性】

今後も、より一層親子に寄り添う環境づくり、事業のPR・充実など内容の見直しを行いながら学習や交流の促進、情報提供に努めます。

実　績　値

（単位：（延）人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	4,837	2,852	4,055	5,339	5,170

量の見込みと確保方策

（単位：（延）人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　量の見込み	6,531	6,458	6,240	6,095	5,805
②　確保方策	6,531	6,458	6,240	6,095	5,805
②－①	0	0	0	0	0

８）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

（対象年齢：0～5歳児）

【現 状】

認定こども園において、月曜日から土曜日までの午前7時30分～午後6時30分（土曜日は午後4時）までの事業を実施しています。利用者の中心は入園前の0～1歳児です。事業実績数としては減少傾向にありますが、しかしながら、この背景には受入れの保育士数が足りず、利用申込みを受けることができなかったケースもあるため、依然として一定数のニーズがあるものと推測されます。

【今後の方向性】

今後も保護者の通院やリフレッシュ等のニーズが見込まれていることから、希望した時に利用できる受け入れ体制の確保・充実を図ります。

実 績 値

（単位：（延）人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	137	50	46	81	53

量の見込みと確保方策

（単位：（延）人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	52	50	48	48	47
② 確保方策	52	50	48	48	47
②－①	0	0	0	0	0

９）病児・病後児保育※1・2事業

保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

（対象年齢：0～5歳）

※1 「病児保育」とは……病気やけがの急性期にあるお子さんを一時的にお預かりする事業のこと

※2 「病後児保育」とは……急性期を経過するなど安定した以後の回復期にあるお子さんを一時的にお預かりする事業のこと

【現 状】

認定こども園において病後児保育を実施していますが、令和2年度から令和6年度までに1件の問い合わせがありましたが、利用には至りませんでした。

【今後の方向性】

保護者の子育てと仕事の両立支援のため、病後児保育を行っています。病児保育の実施については、専門的知識と経験を有する保育士または看護師等の配備の観点から困難ではありますが、状況に応じて医療機関と協議を行います。また、これまでも実施してきた病後児保育については、すべての子育て家庭に本事業を知っていただけるよう周知拡大に努めます。

実 績 値

（単位：（延）人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	0	0	0	0	0

量の見込みと確保方策

（単位：（延）人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

（対象年齢：3か月～12歳）

【現　状】

「育児ネットしかおい」は地域で育児を助け合い、安心して子育てができるように会員同士が育児の相互援助活動を行う組織です。こども家庭センターが窓口になり、仲介を行っています。依頼会員は援助会員に対し、援助終了後、基準に従って報酬を支払っています。

【今後の方向性】

ファミリー・サポート・センター事業の充実に向け、こどもの預かり等を必要とする保護者のニーズに対応できるよう、援助会員を確保するとともに、こども家庭センターを中心に妊娠相談や乳幼児訪問等でも制度を周知し、利用促進を図ります。また、会員向け講習会を開催し、資質向上に努めます。

実　績　値

（単位：（延）人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	31	67	2	1	0

量の見込みと確保方策

（単位：（延）人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①　量の見込み	12	13	13	13	13
②　確保方策	12	13	13	13	13
②－①	0	0	0	0	0

11）妊婦健康診査

妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握 ②検査計測 ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

また、母体や胎児の健康確保を図るうえで必要な妊婦健康診査の費用を助成することにより、妊娠に係る経済的負担を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促進しています。

【現 状】

医療機関と町の協定に基づき、妊婦一般健康診査と超音波検査の受診券を発行し助成を行っています。

【今後の方向性】

妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、今後も引き続き妊婦健康診査受診に係る費用を助成します。母子健康手帳交付時に同受診券を発行し、保健師による個別面接を行うことでハイリスク妊婦を把握し、関係機関と連携して適切な支援を引き続き実施します。

実 績 値

（単位：（延）人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	20	42	31	36	20

量の見込みと確保方策

（単位：（延）人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	① 人数	30	28	28	26	26
	健診回数	420	392	392	364	364
確保方策	② 人数	30	28	28	26	26
	健診回数	420	392	392	364	364
②－①		0	0	0	0	0

12）産後ケア事業

乳児を養育する保護者に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【現 状】

本町が委託した助産師から授乳指導や育児相談を受けることができます。
（居宅訪問型・デイサービス型（個別・集団））

【今後の方向性】

育児支援を特に必要とする産後12か月未満の母子を対象に、本町が委託する助産師や施設により、母体のケア及び乳児のケア並びに今後の育児に資する指導等を行います。

実 績 値

（単位：（延）人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業実績	7	12	12	9	32

量の見込みと確保方策

（単位：（延）人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	31	31	29	29	27
② 確保方策	31	31	29	29	27
②－①	0	0	0	0	0

13）妊婦等包括相談支援事業

こども家庭センターを中心として、妊娠期から面談により情報提供や相談等を行い、伴走型相談支援を行う事業です。妊婦のための支援給付と組み合わせて効果的に実施します。

【今後の方向性】

本町においても、妊婦とその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として実施します。

量の見込みと確保方策

（単位：（延）人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	50	50	50	50	50
② 確保方策	50	50	50	50	50
②－①	0	0	0	0	0

14）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な品物の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

必要に応じ、事業の実施を検討します。

15）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

住民ニーズに沿った多様なサービスを提供するため、新規事業者の参入促進、多様な事業者の能力の活用について、制度の普及・啓発事業を実施します。

16）乳児等通園支援事業【新規】

「こども誰でも通園制度」という通称で、令和8年度から全国一律で実施することとなった事業です。満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で、保育等を提供する事業です。

【今後の方向性】

国の方針に基づき、本町においても令和8年4月の事業開始に向けて体制を整備しています。

量の見込みと確保方策

（単位：（延）人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0歳児	量の見込み	－	1	1	1	1
	確保方策	－	1	1	1	1
1歳児	量の見込み	－	1	1	1	1
	確保方策	－	1	1	1	1
2歳児	量の見込み	－	0	0	0	0
	確保方策	－	0	0	0	0

17）子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育てに対して不安、負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等のいる家庭に訪問支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、当該家庭の家事、子育て等を支援する事業です。家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを防ぐ目的があります。

【今後の方向性】

国の方針に基づき、本町においても実施に向けて体制を整備します。

量の見込みと確保方策

（単位：（延）人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	2	2	3	3	4
② 確保方策	2	2	3	3	4
②－①	0	0	0	0	0

18）児童育成支援拠点事業【新規】

新たに創設された事業で、養育環境等に課題を抱えるこどもに対し、居場所となる場を提供し、多様な支援を行う事業です。

【今後の方向性】

今後の国等の動向をみながら、有効な事業のあり方を整理し、必要に応じて広域利用等を検討していきます。

19）親子関係形成支援事業【新規】

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【今後の方向性】

今後の国等の動向をみながら、有効な事業のあり方を整理し、必要に応じて広域利用等を検討していきます。

第６章 計画の推進

本計画の推進にあたっては、計画に基づく施策を実行します。その後、実施した結果を振り返り評価し、その結果を次の計画に反映させます。このPDCAサイクルにより、社会情勢の急激な変化にも柔軟に対応します。

ＰＤＣＡサイクルのイメージ

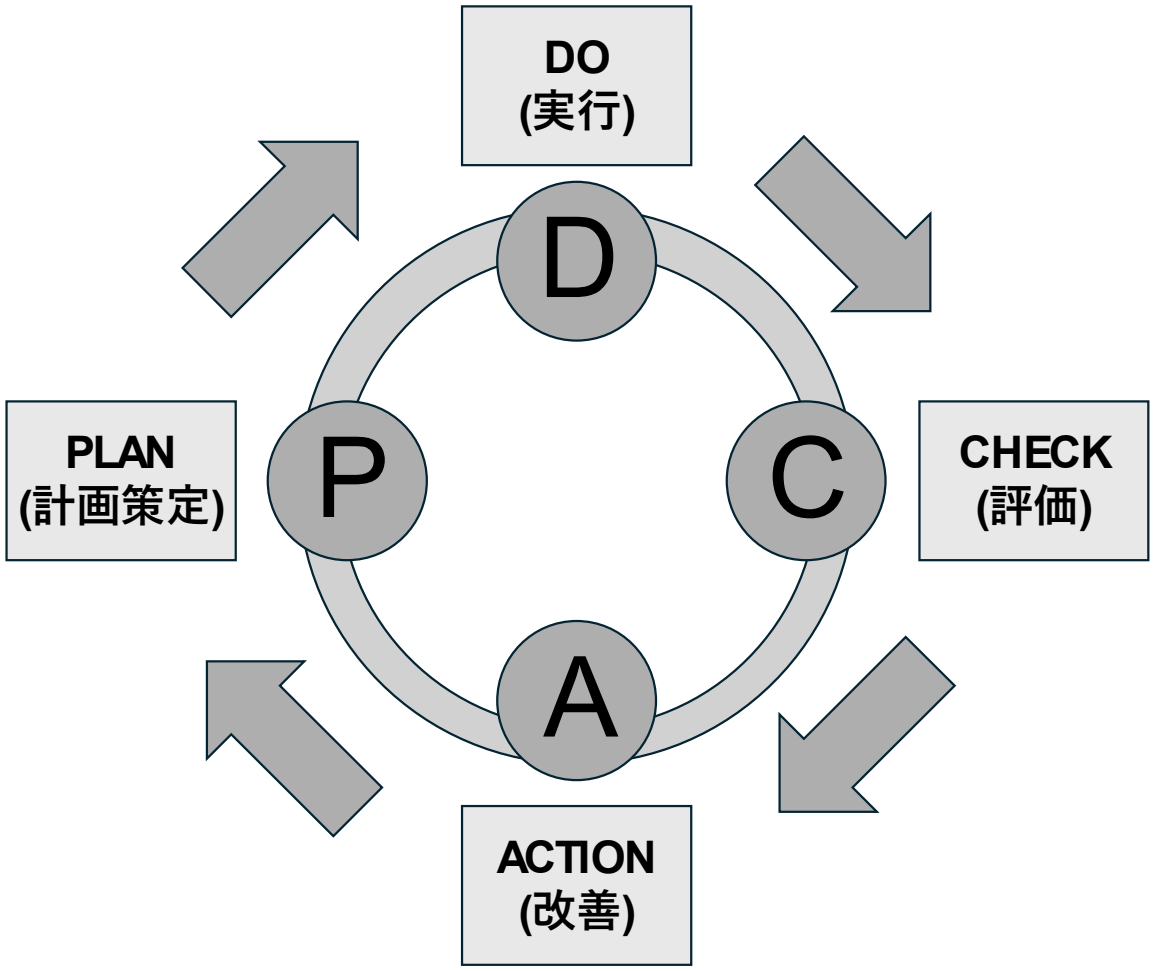

※「PDCA」とは

1.Plan（計画）……従来の実績や将来の予測等をもとにして計画を策定する

2.Do（施策実行）……計画に沿って事業を行う

3.Check（評価）……事業の実施が計画に沿っているかどうかを確認する

4.Action（改善）……実施が計画に沿っていない部分を調べ見直す

この4段階を順次行い、最後のActionを次のPDCAサイクルにつなげることで、計画全体をらせん状に向上（スパイラルアップ）させ、各施策を実行することができます。

鹿追町子ども・子育て支援事業計画（第３期）

発　　行

令和７年３月
鹿追町子育て支援課

〒081-0216 北海道河東郡鹿追町鹿追北２線８番地１０１
TEL 0156-66-2754
FAX 0156-66-2167